

彦根市障害者虐待対応マニュアル

【地域版】

平成 30 年 4 月策定
令和 7 年 10 月 改訂

彦根市

目次

障害者虐待防止の基本	2
1 障害者虐待とは	2
(1) 障害者虐待防止法の成立・施行	2
(2) 障害者虐待等の定義	2
(3) 養護者による障害者虐待	2
(4) 虐待行為と刑法	6
(5) 高齢者虐待防止法や児童虐待防止法との関係	6
2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点	9
(1) 方針	9
(2) 虐待防止と対応のポイント	9
(3) 虐待の判断のポイント	10
3 各関係機関の役割	10
(1) 主たる対応機関の役割	10
(2) 保健・医療・福祉等関係者の役割	11
4 障害者虐待の未然防止・早期発見	13
(1) 障害者虐待のサインに気付いたとき	13
(2) 虐待対応と個人情報の取扱い	14
(3) 相談・通報・届出先一覧	17
5 参考資料	18
(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	18
(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	30
(3) 身体障害者福祉法	34
(4) 知的障害者福祉法	35
(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	36
6 参考文献	37

障害者虐待防止の基本

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立・施行

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、防止を図ることは障害者の自立と社会参加にとって極めて重要です。障害者に対する虐待防止や養護者に対する支援等の取組を進めるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）」（以下「法」といいます。）が平成24年10月1日に施行されました。

(2) 障害者虐待等の定義

まず「障害者」について、法では次のように定義されています。（法第2条第1項、障害者基本法第2条第1号）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者（※1、※2）であって、障害及び社会的障壁（※3）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※1 障害者手帳を取得していない場合を含む。

※2 18歳未満の者を含む。

※3 社会的障壁…障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（障害者基本法第2条第2号）

次に、法は「障害者虐待」を次の3つに分けています。

- ・養護者による障害者虐待
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ・使用者による障害者虐待

なお、法第3条は「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定し、広く虐待行為を禁止しています。この第3条の「虐待」は、前述の「障害者虐待」より範囲が広いものと考えられます。

(3) 養護者による障害者虐待

法は、「養護者」、「養護者による障害者虐待」を次のように定義しています。

養護者…「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外のもの」

例）身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族・親族・同居人等

※ 同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による障害者虐待…「養護者」が養護する障害者に対して行う【表1.1】に該当する行為です。

経済的虐待については、養護者だけでなく障害者の親族による行為も含まれます。

※ 18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法が規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う【表1.1】の行為です。

表1.1 養護者による障害者虐待類型

虐待 類型	定義 内容と具体例
身体的虐待	<p>障害者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】平手打ちをする。殴る。蹴る。壁に叩きつける。つねる。無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。やけど・打撲をさせる。本人に向けて物を壊したり、投げつけたり、刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。移動させるときに無理に引きずる。身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける。医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。部屋に閉じ込める。施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる。)</p>
性的虐待	<p>障害者にわいせつな行為をすること。 障害者をしてわいせつな行為をさせること。 本人への性的な行為の強要または性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <p>※ 表面上は同意しているように見えても、本人による真意からの同意があるか否かを見極める必要がある。</p> <p>【具体的な例】性交・性器への接触、キスなどの性的行為を強要する。裸にする。下着のままで放置する。本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する。わいせつな映像や写真を見せる。更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する。人前で排泄行為をさせる。自慰行為を見せる。</p>
心理的虐待	<p>障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応。 その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>脅し、侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる。障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。怒鳴る。ののしる。悪口を言う。仲間に入れない。侮辱を込めて子ども扱いする。人格をおとしめるような扱いをする。話しかけているのに意図的に無視する。排泄交換や片づ</p>

虐待 類型	定義 内容と具体例
	<p>けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。家族や親族、友人等の団らんから排除する。</p>
放棄・ 放任	<p>障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。</p> <p>次のことによって、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること、又は不当に保持しないこと。</p> <p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置すること。同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置すること。</p> <p>【具体的な例】食事や水分を十分に与えない（空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態）。食事の著しい偏り等によって栄養状態が悪化している。入浴しておらず異臭がする。汚れた服を着させ続ける。排泄の介助をしない。髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしない。ごみを放置したままにする、冷暖房を使わせない等劣悪な住環境の中で生活させる。病気やけがをしても受診させない、放置する。支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。学校に行かせない。必要な福祉サービスを受けさせない・制限する。同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。セルフネグレクトの放置（障害者本人の意図的であるか結果的であるか問わず）</p>
経済的 虐待 （※3）	<p>養護者または障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分すること。</p> <p>その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>本人の同意なし（※2）に（またはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】本人の同意なしに年金や賃金を管理して渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない。入院や受診、障害福祉サービスなどに必要な費用を滞納する。世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、本人の同意なしに他の家族の使用を優先する。</p>

参考 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 厚生労働省老健局令和7年3月

(※1) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

(4) 虐待行為と刑法

① 公務員の告発義務

刑事訴訟法第239条第2項は、次のように規定しています。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

※ 官吏又は公吏とは公務員のこと。

市は事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じて、被害者の被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。

② 障害者虐待が刑事罰の対象となり得る場合の罪状

障害者虐待は、次の罪状の対象となる場合があります。

表1.2 障害者虐待が刑事罰の対象となり得る場合の罪状

虐待名	刑法での罪状
身体的虐待	殺人罪（第199条）、傷害罪（第204条）、暴行罪（第208条） 逮捕監禁罪（第220条）
性的虐待	不同意わいせつ罪（第176条）、不同意性交等罪（第177条）
心理的虐待	脅迫罪（第222条）、強要罪（第223条）、名誉棄損罪（第230条） 侮辱罪（第231条）
放棄・放置	保護責任者遺棄罪（第218条）
経済的虐待	窃盗罪（第235条）、詐欺罪（第246条）、恐喝罪（第249条） 横領罪（第252条） ※ただし、親族相盜例（第244条、第255条）に注意。

(5) 高齢者虐待防止法や児童虐待防止法との関係

法は、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法との間で優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。

「例」 障害児を虐待した保護者または高齢の障害者に虐待を行った養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童虐待法または高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考えられます。

また、障害者虐待を受けた65歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用します。

配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、

法による対応を併せて行うことが考えられます。

«参考»障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅(養護 者・保護者)	福祉施設・事業					企 業	学 校 病 院 保育所 ※5	
		障害者総合支援法		介護保険法 等	児童福祉法				
		障害福祉サ ービス事業 所(入所系、 日中系、訪 問系、GH 等 含む)	相談支援事 業所	高齢者施設 等【入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む】	障害児通所 支援事業	障害者入所 施設等 ※3	障害児相談 支援事業所		
18 歳 未満	児童虐待防 止法・被虐 待者支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐待 防止法(省 令)・適切な 権限行(都 道府県・市町 村)	児童福祉法・ 適切な権限 行使(都道 府県)※4	障害者虐待 防止法(省 令)・適切な 権限行 使 (都道府県・ 市町村)		
18 歳 以上 65 歳 未満	障害者虐待 防止法・被 虐待者支援 (市町村)	障害者虐待 防止法・適 切な権限行 使(都道府 県・市町村)	障害者虐待 防止法・適 切な権限行 使(都道府 県・市町村)	—	(20 歳まで) ※2	[20 歳まで]	障害者虐待 防止法・適 切な権限行 使(都道府 県労働局)	障害者虐 待防止法・ 間接的防 止措置(施 設長・管理 者)	
65 歳 以上	障害者虐待 防止法高齡 者虐待防止 法・被虐待 者支援(市 町村)			【特定疾病 40 歳以上】	—	—			
				高齢者虐待 防止法・適 切な権限行 (都道府県・ 市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用されます。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象になります。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第 33 条の 10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になります。

※5 令和 4 年の精神保健福祉法改正により、令和 6 年 4 月から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待については精神保健福祉法の対象となっています。

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 方針

虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階で、
障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制を構築する。

(2) 虐待防止と対応のポイント

虐待の発生予防のための積極的なアプローチ
<ul style="list-style-type: none">・障害者虐待防止法の周知・障害者の権利擁護についての啓発・障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及・障害者や家族等の孤立防止（地域における支援ネットワークの構築）・養護者の負担軽減（必要な福祉サービス利用の促進）
虐待の早期発見・早期対応
<ul style="list-style-type: none">・通報義務の周知・保健・医療・福祉等関係者の虐待問題に対する高い意識・虐待を早期に発見し、対応できる仕組みの構築・休日・夜間の相談・通報・届出や緊急保護に対応できる体制の構築とその周知・関係機関や市民とチェックシートの共有
障害者の安全確保の最優先
<ul style="list-style-type: none">・障害者の安全確保の最優先 <p>※ 障害者本人の自己決定や養護者の同意が得られないときでも、障害者の安全確保を最優先するため緊急保護（入院や措置入所等）を必要とする場合があります。このような場合には、養護者に対して丁寧なフォローアップが必要です。</p>
障害者の自己決定の支援と養護者の支援
<ul style="list-style-type: none">・障害者が本来持っている力を引き出せるような関わり（エンパワーメント）・障害者本人の自己決定の支援・支援を必要としている養護者の支援
十分な情報収集と正確なアセスメント
<ul style="list-style-type: none">・虐待の状況や背景を理解するための情報の十分な収集・伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうかなどに注意した正確な聞き取り・適切な養護者支援を検討するため、障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な聞き取り

<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報を基にした組織としての正確なアセスメントの実施 ・他市町村や都道府県とアセスメント結果の共有、地域の関係機関と共同でのアセスメント実施 <p>障害者虐待対応と個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」といいます。）の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から虐待対応で連携する他の部署や虐待対応協力者等間における個人情報の取扱いの周知・共有
関係機関の連携・協力による対応と体制
<ul style="list-style-type: none"> ・支援の各段階で、複数の関係機関は連携して、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応
十分な説明と見通しの提示
<ul style="list-style-type: none"> ・養護者に対する関わりの必要性・支援内容・改善に向けた見通しの提示 ・障害者と養護者の双方に対する今後の展望・障害者と養護者がすべきことの提示（ともに考える姿勢）

（3）虐待の判断のポイント

虐待であるかどうかは、次のポイントに留意して判断します。虐待かどうかの判断が難しい場合は、「虐待でない」ことが判断できるまで虐待事案として対応することが大事です。

- ・虐待をしているという「自覚」は問わない。
- ・障害者本人の「自覚」は問わない。
- ・親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある。
- ・虐待の判断はチームで行う。

3 各関係機関の役割

（1）主たる対応機関の役割

養護者による障害者虐待（以下「養護者による虐待」という。）では、市町村は虐待対応の主体として位置付けられています。養護者による虐待への対応は市の責任として、基幹相談支援センターや権利擁護サポートセンターと連携・協働します。

① 市の役割

市は養護者による虐待について第一義的に責任を負い、基幹相談支援センターや権利擁護サポートセンターと連携し、虐待対応の要否判断や、必要に応じて立入調査、緊急保護等を行います。

② 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは市からの委託を受け、地域の相談支援の拠点として、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着などの業務を行っており、養護者による虐待の相談を市と連携して対応します。

③ 権利擁護サポートセンターの役割

権利擁護サポートセンターは彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町(以下「1市4町」という。)からの委託を受け、高齢者や障害者に対する虐待等の権利侵害への対応や成年後見制度利用支援などの権利擁護について、関係機関と連携し、専門的支援を行います。

(2) 保健・医療・福祉等関係者の役割

障害者虐待防止法第6条第2項において、保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。また、同条第3項にて、市が行う障害者虐待の防止のための啓発活動、障害者虐待を受けた障害者の保護・自立の支援のための取組に協力するよう努めなければならないとされています。

障害者虐待の支援では、早期発見や関係機関が連携をとって対応することが、早期解決に向けて重要となります。

早期通報・相談を！！

障害者虐待は、著しい人権侵害であり、障害者の尊厳を脅かすものです。解決への近道は、早期に支援を開始することです。

虐待の疑いを持った場合は、本マニュアルの「4 障害者虐待の未然防止・早期発見 (1) 障害者虐待のサインに気付いたとき」(11ページ) を参照の上、市へ速やかに通報・相談してください。また、場合によっては警察や消防への連絡も併せて行ってください。

障害者虐待は誰にでも起こり得るということを理解し、情報提供等について協力してください。

① 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会には、地域住民、民生委員、関係諸団体や機関の活動を支援し、コーディネイトする役割があります。また、虐待を受けている障害者やその養護者に対する、包括的かつ伴走型の支援を市をはじめ障害者相談支援事業者等と連携して行い、虐待の防止や、地域の中での見守り支援を担います。さらに、広く地域での権利擁護体制を構築する役割もあります。

② 地域住民・民生委員の役割

・地域住民の役割 … 障害者虐待を防止するためには、地域社会での見守りを進めることが大切です。障害者への声かけや、養護者へのさりげないねぎらいは、地域とともに暮らす住民にしかできない大切な役割です。事態が深刻にならないように、普段の付き合いの中で、ちょっとした異変に気が付き、地域の相談役である民生委員や市・基幹相談支援センターに情報を提供するだけで、早期に発見・解決できるケースがあります。

・民生委員の役割 … 民生委員は、日頃からそれぞれの地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らせるよう支援を行っています。また、同じ地域で暮らす身近な支援者としての役割があります。地域のネットワークの一員として、調査、ケース会議への出席やフォローアップなどの協力が必要です。

③ 相談支援専門員の役割

相談支援専門員は、利用者宅の訪問や障害者および養護者からの相談、障害福祉サービス事業所からの報告等により虐待を把握する機会が多いため、虐待の早期発見者としての役割があります。また、実際の支援方針の検討や支援実施の場面においても、障害者や養護者との関わりがあるキー・パーソンとして重要な役割を担います。

虐待が確認された場合には、市や基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所と連携を取りながら、必要に応じてサービス等利用計画を見直します。

④ 障害福祉サービス事業所の役割

- ・**訪問系サービス** … 訪問系サービスは、障害者が生活する場所へ訪問し、障害者の状態、居室の環境の確認、また障害者と養護者の双方に接することができるため、虐待のサインに気づく可能性が高いと言えます。また、定期的に障害者宅へ訪問することで、障害者の心身の状態や障害者を取り巻く環境の変化を、時間の流れに沿って把握することができるため、信頼性の高い情報が得られます。訪問担当者が変わる場合も、継続して状況を確認できる体制を整えておいてください。
- ・**通所・入所系サービス** … 通所・入所系サービスは、障害者が養護者から離れた場所でサービスを利用するため、サービス提供を通じて障害者の本音や普段の生活状況を詳細に聞き取ることができます。また、身体的状況についても、入浴場面などで、観察しにくい部位や症状を把握できます。さらに、送迎時に障害者の居室を観察することや、養護者と話す機会もあります。障害者と養護者の関わりを観察することができるため、これらの機会を通して障害者虐待を早期に発見できるようにしてください。

⑤ 医療機関の役割

医療機関は、診療を通して障害者の不審なけがやあざなどの状況を把握できるほか、養護者や家族の様子および変化に気付くことができます。

特に、診察場面などで障害者の皮膚や全身状態を観察する機会が多くあるため、身体的虐待やネグレクトのサインを発見できます。また、身体的虐待が疑われる場合に、生命や身体の危険性を医学的見地から判断することが必要な場合があります。さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、病状に対する啓発指導などの役割もあります。

⑥ 警察・消防の役割

- ・**警察の役割** … 警察は、障害者虐待に関しては、市だけでは職務執行を行うことが困難な場合に援助を行います。具体的には、市が行う立入調査に同行し、障害者の生命や身体に危険がある場合などに緊急保護やそのほか必要な援助を行う役割を担います。立入調査を行う際に、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがあるなど、警察官の援助が必要と判断される場合は、法に基づき、市長から警察署長へ援助要請を行います。また、警察署長は、障害者の生命または身体の安全を確保するために必要と認めるときは、所属の警察官に、援助するために必要な措置を講じさせることとされています。
- ・**消防の役割** … 消防は、救急搬送を通して障害者の不審なけがやあざなどの状況を把握できる

ほか、通報を受けて障害者の住居に臨場した際に、障害者の居室を確認することや、養護者と話す機会もあります。この場合、既に障害者の生命や身体が重大な危険にさらされていることが予想されるため、障害者虐待が疑われる場合には、搬送先医療機関に報告するとともに、必要に応じて市または警察へ通報・相談してください。

4 障害者虐待の未然防止・早期発見

(1) 障害者虐待のサインに気付いたとき

相談・通報についての考え方

障害者や養護者に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に障害者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

また、通報にあたり個人情報の問題や、通報後の家族との関係などのため、躊躇してしまう場合があるかもしれません。相談・通報について障害者虐待防止法では通報の義務や守秘義務との関係についても規定されています。

相談・通報されるときは、次を参考にしてください。

- ・**相談・通報は密告ではない** … 虐待への対応は、決して誰かを罰することではありません。虐待されている人、している人をともに支援し、虐待と思われる行為を防止することです。また、虐待ではなかったとしても、支援者の心配や不安を解消し、よりよい信頼関係を築くためにも適切な機関につなぐことが重要です。相談・通報することは、決して「密告する」ことではありません。
- ・**通報の義務** … 法第7条第1項では、「養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市への通報義務がある」としています。虐待を受けていることは証拠などで裏付けられている必要はありません。
- ・**相談・通報前の判断不要** … 「虐待かな?」と感じても、養護者に悪意がない場合や、障害者からの発言で事実かどうか分からぬ場合など、相談・通報すべきか判断に迷うことがあるかもしれません。しかし、相談・通報前に、虐待か虐待でないかを判断する必要はありません。「もしかして虐待?」と感じたときは、迷わず市へ相談してください。
- ・**通報義務の優先と通報者の保護** … 法第7条第2項により、通報義務は業務上の守秘義務よりも優先されます。また、法第8条により、通報者に関する情報は保護されます。通報者の立場や通報の内容を考慮し、通報者が不利とならないよう市の職員は慎重に対応を行います。
- ・**通報者への対応**…通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、必要に応じて、関わりの中で気付いたことがあった場合に連絡をいただく等の協力を求めることも考えられます。また、通報者に協力を求める場合以外でも、通報者の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問合せがあることも考えられますが、養護者虐待に係る対応状況等の説明については、個人および家庭に関わる内容であることから、慎重に対応する必要があります。このため、通報について感謝を伝えた上で、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、適切に対応している

旨を伝えて理解を求めます。

- ・**虐待でなくても支援は必要** … 相談・通報があったケースのうち、虐待とは認められないケースもありますが、虐待ではなくても、支援が困難であったり、虐待につながるリスクが高いケースであることがほとんどです。相談・通報を行うことによって、市や基幹相談支援センターが一緒にになって関わりが持てるようになります。また、早めに情報提供をすることで、虐待に発展したときの対応が、迅速に行えるようになります。
- ・**障害者関係機関の早期発見** … 障害者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならないことが法第 6 条に規定されています。また、市や基幹相談支援センターが行う虐待対応に協力するよう努めなければなりません。

(2) 虐待対応と個人情報の取扱い

① 市における個人情報の取扱い

市町村（市町村障害者虐待防止センターおよび基幹相談支援センターを含む）において、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たっては、他の部署や、民間事業者（障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の虐待対応協力者、基幹相談支援センター、権利擁護サポートセンター等）との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。

地方自治体の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法改正により個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第 5 章によって統一されることになりました（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

具体的には、行政機関等が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

障害者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に基づく事実確認のための措置や同法第 19 条に基づく社会福祉法、障害者総合支援法等による権限行使、同法第 26 条に基づく労働関係法規による権限行使だけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第 61 条第 1 項に基づき保有し、利用目的の範囲内で利用することができます。

また、地方自治体による保有個人情報の利用・提供については、個人情報保護法第 69 条第 1 項において、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないとされていますが、例外的に、同条第 2 項各号に該当する場合には、臨時的な利用及び提供であれば、利用目的以外の目的であっても、利用・提供することが可能とされています。

養護者による障害者虐待および障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の対応については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に基づき、地方公共団体の保有個人情報を

利用・提供することが可能です。

また、使用者による障害者虐待における虐待対応に伴って地方公共団体の保有個人情報を提供する場合については、都道府県労働局による虐待対応に協力する場合には、同項の「法令に基づく場合」に基づき、提供することが可能です。

一方、市町村による虐待対応に協力する場合には、障害者を雇用する事業所に対する指導権限がないことから、同項の「法令に基づく場合」には該当しません。したがって、同法第61条第1項に基づき特定された利用目的以外のために提供はできないことが原則となりますが、同法第69条第2項の各号の規定に該当する場合には、例外的に、利用目的以外のために提供することが可能です。

(※1) 各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務または業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務または業務や、作用法上規定されている事務または業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p.65-66）

② 個人情報取扱事業者（障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の虐待対応協力者、基幹相談支援センター、権利擁護サポートセンター等）における個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、個人情報取扱事業者や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。個人情報保護法令への十分な理解がないと通報をためらうこと等により、市町村が行う事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報収集等に困難が生じ、虐待の有無の判断ができない、的確な対応方針が立てられないなどの問題が生じる可能性があります。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務がありますので、それを遵守することが必要ですが、障害者の権利と利益、生命、身体または財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、障害者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（法第7条、第16条、23第22条）、国および地方公共団体に虐待の事実確認のための権限を付与しており（同法第9条第1項、第19条、第26条）、担当部署からの照会には、個人情報取扱事業者もこれに協力するよう努める必要があります（同法第6条第3項）。

また、個人情報取扱事業者が保有する個人データの提供については、個人情報保護法第27条第1項において、原則として本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされて

いますが、同条各号に掲げる場合においては、第三者に提供することが可能とされています。

そのため、個人情報取扱事業者が国および地方自治体による虐待対応に伴って保有する個人データを提供するにあたっては、このような個人情報保護法の規律に従って適切に対応する必要があります。

基本的には、養護者による障害者虐待および障害者福祉施設従事者等による障害者虐待における地方公共団体の虐待対応に伴って個人情報取扱事業者が保有する個人データを提供する場合には、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に基づき、提供することが可能です（具体的にどの法令に該当するかについては、各章において記載）。

また、使用者による障害者虐待における虐待対応に伴って個人情報取扱事業者が保有する個人データを提供する場合については、都道府県労働局による虐待対応に協力する場合には、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に基づき、提供することが可能です。

一方、市町村による虐待対応に協力する場合には、障害者を雇用する事業所に対する指導権限がないことから、同条同項第1号の「法令に基づく場合」には該当しませんが、他の各号の規定に該当する場合には、提供することが可能です。

③ 個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限は、次に示すような場合に例外が認められています。

- ・ 虐待に関する事実確認は、法第9条に基づくものであることから、個人情報保護法第16条第3項および第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する。
- ・ 事実確認の目的は障害者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、同第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当する。
- ・ 市または基幹相談支援センターが法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、同第4号に該当する。

以上の理由から、障害福祉サービス事業所などが、障害者虐待対応において、障害者本人の同意を得ないで目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市など）に情報提供をすることは認められることになります。

【参考】個人情報保護法第16条第3項および第23条第1項の例外規定

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に

支障を及ぼすおそれがあるとき。

以下、略

(3) 相談・通報・届出先一覧

彦根市での、障害者虐待の相談、通報・届出先です。

① 彦根市福祉保健部障害福祉課

住 所：彦根市平田町 670（彦根市福祉センター内）

T E L：27-9981（休日、夜間：22-1411 市役所代表番号） F A X：30-9231

※ 平日 9 時から 16 時 45 分までは「27-9981」へ、平日 16 時 45 分から翌日 8 時 30 分までと市の休日は「22-1411」へ架電ください。

5 参考資料

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）
- 第七章 雜則（第四十条—第四十四条）
- 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平

成十四年法律第百六十七号）第十一一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十四項に規定する移動支援事業、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に業務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものと除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合

において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十二条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十三条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十四条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者

虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通

報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な援助を行うこと。

- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雜則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見の方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けたおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則（平成二四年四月六日法律第二七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二四年六月二七日法律第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法（平成二四年八月法律第六五号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一一ニ号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第十七条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。

（市町村からの報告）

第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

（市町村からの通知）

第四条 市町村は、法第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者（法第二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容（都道府県からの報告）

第五条 都道府県は、法第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容（船員に関する特例）

第六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

（厚生労働大臣による公表事項）

第七条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があつた事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行つた使用者と被虐待者との関係

(法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設)

第八条 法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
 - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ハ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該構成員の監護する乳幼児の数
- 二 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児の数
- ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
 - ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
 - ト 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 半年を限度として臨時に設置される施設
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一一月二二日厚生労働省令第一二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(3) 身体障害者福祉法

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第一節 定義（第四条—第五条）

第二節 削除（第六条—第八条）

第三節 実施機関等（第九条—第十二条の三）

第二章 更生援護

第一節 総則（第十三条—第十七条の二）

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十八条—第十九条）

第三節 盲導犬等の貸与（第二十条）

第四節 社会参加の促進等（第二十一条—第二十五条の二）

第三章 事業及び施設（第二十六条—第三十四条）

第四章 費用（第三十五条—第三十八条の二）

第五章

雑則（第三十九条—第四十八条）

附則

第二章 更生援護

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十八条—第十九条）

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

第十八条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の

支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

- 2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

（4）知的障害者福祉法

○知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 実施機関及び更生援護

 第一節 実施機関等（第九条—第十五条の三）

 第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五条の四—第二十一条）

第三章 費用（第二十二条—第二十七条の二）

第四章 雜則（第二十八条—第三十二条）

附則

第二章 実施機関及び更生援護

 第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五条の四—第二十一条）

（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

- 一 (略)
- 二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。
- 三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行ふことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 (略)

第四章 雜則

(審判の請求)

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 精神保健福祉センター（第六条—第八条）
- 第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第九条—第十七条）
- 第四章 精神保健指定医、登録研修機関、精神科病院及び精神科救急医療体制
 - 第一節 精神保健指定医（第十八条—第十九条の六）
 - 第二節 登録研修機関（第十九条の六の二—第十九条の六の十七）
 - 第三節 精神科病院（第十九条の七—第十九条の十）
 - 第四節 精神科救急医療の確保（第十九条の十一）
- 第五章 医療及び保護
 - 第一節 任意入院（第二十条・第二十一条）

第二節 指定医の診察及び措置入院（第二十二条—第三十二条）

第三節 医療保護入院等（第三十三条—第三十五条）

第四節 精神科病院における処遇等（第三十六条—第四十条）

第五節 雜則（第四十一条—第四十四条）

第六章 保健及び福祉

第一節 精神障害者保健福祉手帳（第四十五条・第四十五条の二）

第二節 相談指導等（第四十六条—第五十一条）

第七章 精神障害者社会復帰促進センター（第五十一条の二—第五十一条の十一）

第八章 雜則（第五十一条の十一の二—第五十一条の十五）

第九章 罰則（第五十二条—第五十七条）

附則

第八章 雜則（第五十一条の十一の二—第五十一条の十五）

（審判の請求）

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るために必要があると認めるとときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

6 参考文献

- (1) 「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」 厚生労働省 社会・援護局 こども家庭庁支援局 2024年7月
- (2) 「養護者・障害者福祉施設従事者・使用者による障害者虐待対応の手引き」 公益社団法人日本社会福祉士会編 2016年 中央法規
- (3) 「障害者虐待防止法活用ハンドブック」 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編 2012年 民事法研究会